

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年7月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400069 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400031 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 病院（後に、B 病院）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

国の記録では、私の A 病院における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は平成 12 年 3 月 31 日と記録されているが、私は、医師国家試験合格後の平成 11 年 5 月から平成 12 年 3 月 31 日まで同病院に勤務しており、同病院における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は同年 4 月 1 日となるはずであるので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 病院から提出された請求者の人事記録（乙）において、請求者は、平成 11 年 5 月 * 日に A 病院において医員（研修医）となり、平成 12 年 3 月 30 日に同病院を退職した旨記載されていることが確認できる。

また、請求者と同様に平成 11 年 5 月 * 日に A 病院において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成 12 年 3 月 31 日に同資格を喪失している者から提出された平成 11 年 5 月 * 日付けの人事異動通知書には、「医員（研修医）（A 病院）に採用する 任期は 1 日とする ただし、任命権者が別段の措置をしない限り平成 12 年 3 月 30 日まで任期を日日更新し、以後更新しない」、平成 12 年 3 月 31 日付けの人事異動通知書には、「平成 12 年 3 月 30 日限り退職した」と記載されていることが確認でき、オンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と符合している。

さらに、B 病院は、文書の保存期間が過ぎており当時の届出状況等について確認できないため、請求者の請求内容どおりの届出を行ったか、請求期間に係る厚生年金保険料を納付していたか、請求者の給与から請求期間に係る保険料を控除していたかについて、いずれも不明である旨回答している。

加えて、請求者は請求期間に係る給与明細書を所持しておらず、請求者と同様に平成 11 年 5 月 * 日に A 病院において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成 12 年 3 月 31 日に同資

格を喪失している者 12 名（前述の人事異動通知書を提出した者を含む。）に照会を行ったが、給与から請求期間の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。